

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	漁業災害補償法	法令番号	昭和 39 年法律第 158 号				
手続名	業務執行方法の変更等必要な命令	根拠条項	第 73 条				
処 分 基 準	<p>当該条項の規定及び、法第 72 条の規定によるほか、「漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会の指導監督等に当たっての留意事項について」（平成 23 年 8 月 24 日水産庁）2-5-3（3）の規定により、漁業共済事業を適正円滑に行わせるため特に必要がある場合において、処分の必要性、緊急性、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	目次 No.	8